

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第三節 施設等機関（第百九十一条―第二百五条）

第四節 地方支分部局

「第三節 審議会等（第百九十一条）

を 第四節 施設等機関（第百九十二条―

第五節 地方支分部局

第二百五条）に改める。

「

第三条第一項中第二十九号を第三十号とし、第二十二号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること（国立研究開発法人土木研究所及び国立研究開発法人建築研究所に係るものに限る。）。

第三条第二項中「前項第二十六号から第二十八号まで」を「前項第二十七号から第二十九号まで」に改める。

第四条第一項中第四十二号を第四十三号とし、第三十六号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第二十八条第二号中「第百九十三条第一項各号」を「第百九十四条第一項各号」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

八 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること（国立研究開発法人土木研究所及び国立研究開発法人建築研究所に係るものに限る。）。

第四十六条に次の一号を加える。

六 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第五十一条第一号中「第四条第一項第三十七号から第四十一号まで」を「第四条第一項第三十八号から第四十二号まで」に改める。

第六十七条第三号中「並びに航空事業課及び環境・地域振興課」を「及び航空事業課」に改める。

第六十八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域的な航空運送に係る事業の助成に関すること。

第七十二条第三号を削る。

第一章第四節を同章第五節とする。

第九十三条を削り、第九十二条を第九十三条とし、第九十一条を第九十二条とする。

第九十四条から第九十八条までを次のように改める。

(国土技術政策総合研究所)

第九十四条 国土技術政策総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の利用、開発及び保全のための社会資本の整備に関連する技術であつて国土交通省の所掌事務に係る政策の企画及び立案に関するものの総合的な調査、試験、研究及び開発を行うこと。

二 前号の技術に関する指導及び成果の普及並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 国土交通省の職員に対し、法第四条第五十七号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第一百号、第二百二号並びに第九号（空港等の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に関する研修を行うこと。

2 国土技術政策総合研究所の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第九十五条から第九十八条まで 削除

第一章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

### 第三節 審議会等

（国立研究開発法人審議会）

第九十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、国立研究開発法人審議会を置く。

2 国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に関し必要な事項については、国土交通省国立研究

開発法人審議会令（平成二十七年政令第

号）の定めるところによる。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、航空局航空ネットワーク部航空事業課等の所掌事務を変更するとともに、国土交通省に国立研究開発法人審議会を設置する必要があるからである。